



防災アドバイザー派遣制度を活用して



地域の防災力を向上させましょう

防災アドバイザーが地域の防災活動を支援します。

この制度は、市内の自主防災組織や自主防災組織を設立しようとする団体が開催する防災訓練・講演会・研修会に、防災の専門的な知識を有する「防災アドバイザー」を派遣し、支援する制度です。



※防災アドバイザーは、防災士または防災士と同等以上の防災知識・技能・経験を有する実務経験者、学識経験者等で、市が選定する団体に所属する会員を派遣します。

◎ 自主防災の必要性

大規模な災害が発生した場合には、市をはじめ防災機関（消防、警察や自衛隊）が災害救助活動を行いますが、同時に多数の火災・救助事案が発生した場合などは、活動に限界が出てきます。こうした場合には、何よりも地域の皆さんの協力が必要です。

「自分たちのまちは自分たちで守る」ために、いざというときにすばやく行動できる備えが必要となります。

1 支援対象

防災アドバイザーの派遣の対象となるのは、次の団体となります。

- (1) 白井市内の自主防災組織
(市長に自主防災組織設立を届け出ている必要があります。)
- (2) 白井市内で自主防災組織を設立しようとする団体
(自治会、区、町会又は地理的に一団地を形成する地域住民等を単位として、自主的な防災活動を目的に概ね30世帯以上で結成される団体のことです。)

2 支援内容

- (1) 防災訓練、防災に関する講演会・研修会の講演、講義等
- (2) 上記事業の実施目的を達成するための指導及び助言
※ 防災訓練等のテーマ及び内容についてはその都度、講師と団体が協議の上、決めてください

3 費用負担

「防災アドバイザー」派遣の費用は、市が負担します。

※ 会場確保、資料のコピーや配布、実施周知などは申込者負担です。)

4 申請方法

申請書に必要事項を記入し、危機管理課に提出してください。



5 申請にあたっての注意事項

- (1) 必ず、自主防災組織等団体としてお申し込みください。個人からのご要望には応じかねます。
- (2) 派遣希望日、日時は可能な限りご希望に沿うよう努めますが、ご希望に添えない場合があることをご承知ください。
- (3) 申請書は、派遣希望日の1箇月前までに提出してください。
- (4) 派遣可能日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く全日となります。
- (5) 派遣可能時間は、午前9時から午後5時までの間となります。
※ 派遣時間については、別途防災アドバイザーと相談してください。
※ 派遣時間を越えてアドバイスを求めることは、ご遠慮ください。
- (6) 派遣回数には上限があり、同一団体に対する講師派遣の回数は、年度内2回までです。
※ 当日の打合せ等を行う場合は、別途防災アドバイザーに相談してください。
- (7) 防災アドバイザーは、自主防災組織等のトラブル調整、市などの助成制度の代理申請などの業務は行いません。



～防災アドバイザー派遣制度の流れ～

